

税と社会保障の一体改革に伴う消費税率の引上げについて

安倍総理は本日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の規定に基づき、消費税の税率を平成 26 年 4 月 1 日から、地方消費税と合わせて 5 % から 8 % へ引き上げる方針を決定した。

本会はこれまで、都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう地方消費税率の引上げ等による安定財源の確保を求めてきたところであり、この度の安倍総理の決定を高く評価する。

政府においては、消費税率の引上げに当たり、12 月上旬に新たな経済対策の策定を行うこととしているが、その効果が地域経済のみならず国民の所得にまで及ぶこととなるよう、都市自治体としても協力して取り組んでまいりたい。

年末の税制改正に向け、今般議論の俎上にのぼった償却資産に係る固定資産税の軽減については、市町村の基幹税である性格に鑑み、断じてこれを行うべきではなく、また、車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保やゴルフ場利用税の現行制度の堅持などについても、住民生活に密着した基礎的行政サービスを担っている都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分踏まえ、引き続き、慎重に検討していただきたい。

平成 25 年 10 月 1 日

全国市長会会長